

# おしらせHOTコーナー 案内

広報やしおに掲載したイベントなどは、中止・変更になる場合があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



# おしらせHOTコーナー



市役所の電話  
996-2111  
FAX  
995-7367

防災行政無線  
テレホンサービス  
0120-840-225  
防災行政無線で放送した内容が聞き取れなかった場合、再度聞き直せます(定時放送を除く)。通話料は無料です。

**八潮市議会定例会の傍聴**  
令和2年第2回八潮市議会定例会を6月18日まで開会しています。  
一般質問日 6月15日(月)〜17日(水)  
※一般質問とは、議員が市の仕事全般について、執行機関から現在の状況やこれからの考えを聞くこと。  
定各日21人(当日先着順)  
協議事項調査課 ☎277

**会議の開催**  
●第1回八潮市高齢者福祉施設やお苑運営委員会の傍聴  
日 6月24日(水) 午後1時30分〜3時  
場 八潮メセナ研修室B  
八潮市高齢者福祉施設やしお苑令和元年度事業報告  
定 10人(申込順)  
申 6月23日までに、電話で長寿介護課(☎447)へ

**家屋調査にご協力を**  
家屋を新築または増改築された場合、固定資産税・都市計画税が課税されます。その税額を算出するため、市の職員による「家屋調査」を実施しています。  
調査にあたっては、家屋の内部(間取り・設備など)を確認しますので、ご協力をお願いします。  
また、調査を行っていない家屋、取り壊しをした家屋がありましたらご連絡ください。  
問 資産税課 ☎412

**八潮市小規模建設工事等契約希望者登録制度**  
市が発注する小規模な建設工事(修繕を含む)のうち、少額で内容が軽易な契約を希望する方の登録を受け付けています。  
問 保健センター ☎95・3381

**防災行政無線を用いた緊急地震速報訓練放送**  
国からの地震や武力攻撃などの緊急情報を伝達する全国瞬時警報システム(丁-ALEERT)と、市の防

**訓練放送を行います。**  
日 6月17日(水) 午前10時ごろ  
因 防災行政無線チャイム  
は、防災やしおです。ただ今から訓練放送を行います。緊急地震速報チャイム音。+緊急地震速報。大地震(おおじしん)です。大地震です。これは、訓練放送です(3回)▼こちらは、防災やしおです。▼これで、訓練放送を終わります。▼防災行政無線チャイム  
防災行政無線から緊急地震速報が流れたら、地震の揺れから身を守る行動として、「体勢を低く、頭を守り、動かない」を実施してください。  
※災害や天候などにより、訓練を中止する場合があります。  
問 危機管理防災課 ☎305

**ガーデンコミュニティ制度**  
ガーデンコミュニティ制度とは、農地所有者や市民の協働により農地を生かした緑豊かなまちづくりの推進を図るものです。  
市では、農地の耕作、管理などの協力を希望する方と、農地管理に協力する農園サポーターを募集しています。  
なお、登録後、農地所有者と農園サポーターが「ガーデンコミュニティ制度に関する協定」を締結すると、農地所有者に対して助成制度があります。  
問 都市農業課 ☎299



**八潮市シティセールスPR動画配信中**  
市ホームページやYouTubeで、八潮市シティセールスPR動画を2本配信しています。  
問 秘書広報課 ☎373

**AR(拡張現実)機能を使った動画配信**  
下記の指定画像(市の刊行物などに印刷されているもの)にスマートフォンをかざすと動画を視聴することができます。

**閲覧方法**  
①「App Store」もしくは「Google Play」で「COCOAR2」をインストールする。  
②「COCOAR2」を起動する。  
③指定画像をスマートフォンなどでスキャンする。  
④画像を感知すると、自動で動画が再生される。  
※詳しくは市ホームページをご覧ください。

**人権それは愛**  
**同和問題について考える**  
~我が国固有の人権問題の解決に向けて~

問 社会教育課 ☎365、人権・男女共同参画課 ☎811

同和問題とは、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別によって、一部の人が長い間、経済的・社会的・文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区とよばれる地域の出身であることなどを理由に、結婚を反対されたり、就職時に差別を受けたりするなど、基本的人権の侵害に関わる我が国固有の重大な人権問題です。これらの問題解決を図るため、国と地方公共団体では昭和44年から33年間にわたり、地域の改善対策を行ってきました。

しかし、今でも全国の同和地区の情報をインターネット上へ掲載し、差別を助長するような事案や、同和問題を口実に不当な利益を求める「えせ同和行為」などの事案が起こっています。これらの行為は、これまでの同和問題の解決に向けた取り組みを妨げる決して許されないものです。

このような社会情勢を背景に、平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体では部落差別の解消へ向けて、啓発・教育事業としてさまざまな取り組みを行っています。

私たち一人ひとりが差別のない社会を実現していくためには、同和問題を真剣に考え、正しい理解と認識を深めていく必要があります。